（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

**第百四十九条**　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十五の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 二十五　削除 | | |

別表第一に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 九十四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年法律第六十三号」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金 | 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 |
| 九十五　平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会 | 平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 |

別表第二の三十六の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 三十六　削除 | | |

別表第二に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 百十六　平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金 | 平成二十五年法律第六十三号附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年法律第六十三号第一条の規定による改正前の厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 |
| 百十七　平成二十五年法律第六十三号附則第三条第十三号に規定する存続連合会又は企業年金連合会 | 平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 厚生労働大臣又は日本年金機構 |

（厚生労働省設置法の一部改正）

**第百五十条**　厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号中「厚生年金基金、企業年金連合会、」を削る。

附則中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

| 期間 | 事務 |
|---|---|
| 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間 | 同法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金に関すること。 |
| 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第一項に規定する規定が効力を有する間 | 同法附則第三条第十三号に規定する存続連合会に関すること。 |

3　社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（罰則に関する経過措置）

**第百五十一条**　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の効力）

**第百五十二条**　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八十七条の規定は、改正後国民年金法の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第百五十三条**　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

---

子どもの貧困対策の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第六十四号**

**子どもの貧困対策の推進に関する法律**

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　基本的施策（第八条―第十四条）
第三章　子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）
附則